

個人情報ファイルの名称	国保情報集約システム
行政機関等の名称	名張市
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部 保険年金室
個人情報ファイルの利用目的	<ol style="list-style-type: none"> 1 資格継続業務を行うため (ア) 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。 (イ) 資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行う。 2 高額該当回数の引き継ぎ業務を行うため (ア) 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報の引き継ぎを行う。 3 オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供を行うため (ア) オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ送信する。
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日、4 住所、5 続柄、6 被保険者番号、7 国保資格取得・喪失日、8 レセプト情報、9 所得情報、10 個人番号(マイナンバー)_暗号化後
記録範囲	国民健康保険被保険者 擬制世帯主
記録情報の収集方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市民等から国民健康保険の被保険者資格に関する資格適用開始の届出を入手し、国民健康保険市区町村自庁システム(以下、市区町村システム)に当該情報を登録する。 2. 市区町村システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。 3. 被保険者異動情報データを、市区町村の国保総合 PC に移入すると、国保連合会の国保総合(国保集約)システム

	に「被保険者異動情報」が送信され「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの当該情報が更新される。	
要配慮個人情報の有	■有（ レセプト情報 ） □無	
記録情報の経常的提供先	1. 転入地市町村(高額該当回数の引き継ぎ業務) 2. 取りまとめ機関(オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供)	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名張市 市民部 保険年金室 名張市鴻之台 1 番町 1 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等の有無	□有（ ） ■無	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■有 □無	
備考		